

# 鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第32回／家裁第33回)

## 1 開催日時

令和元年11月21日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

## 2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

## 3 出席者

(地裁委員) 片山昭人(委員長), 大脇通孝, 河野総史, 實吉国盛, 竹島卓朗, 野々垣隆樹, 東鶴真児, 宮之原里佳

(家裁委員) 片山昭人(委員長), 池田由實, 今村仁, 梅垣晃一, 諏訪原裕子, 毛利友哉

(五十音順)

## 4 議事

(1) 委員紹介

(2) テーマ

地裁委員会「裁判員制度について」

家裁委員会「少年の再非行防止に向けた教育的な働きかけについて」

(3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

## 1 委員長の選任

### (1) 地方裁判所委員会委員長の選任

地方裁判所委員会規則 6 条 1 項に基づき片山昭人委員が委員長に選任された。

### (2) 家庭裁判所委員会委員長の選任

家庭裁判所委員会規則 6 条 1 項に基づき片山昭人委員が委員長に選任された。

## 2 地裁委員会テーマについての説明・質疑

### (1) 「裁判員制度について」

#### ア 裁判員裁判の実施状況について（説明）

鹿児島地方裁判所 刑事部総括裁判官 岩田 光生

#### イ 鹿児島地方裁判所における裁判員選任手続等に関する実情等について（説明）

鹿児島地方裁判所 刑事首席書記官 東 條 博 喜

#### ウ 裁判員制度広報について（説明）

鹿児島家庭裁判所 総務課長 山 下 裕 巳

### (2) 質疑（□：委員長，○：学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

□ 裁判員制度について説明させていただきました。ここで、委員の方々から御意見，御感想，御質問をお願いします。

○ 裁判員の年齢別の資料を見ると，極端に40代が少なく感じますが，原因は何が考えられますか。

◇ 40代ではおそらく仕事上の都合が原因ではないかと思われます。

◇ 鹿児島では40代が少なくなっている状況ですが，全国版資料では40代の割合が一番多くなっています。

○ 裁判員経験者の感想で97%がよい経験と感じたということですが，残りの3%

の方々はどういう点でよくなかったと感じられたのでしょうか。

◇ 原因までは分かりませんが、あまりよい経験と感じなかった1.5%、よい経験と感じなかった0.5%、特に感じることはなかった・不明1%という内訳になっています。

○ 平均審理期間の話がありましたが、鹿児島で1番長かった審理期間は何日ですか。

◇ 過去まで遡るともっと長いものがあるかもしれませんが、昨年度以降では、実日数9日間で最も長いものです。

○ 審理をする中で凄惨な証拠を見たりして、具合が悪くなったり、精神的な苦痛を訴えた裁判員はいましたか。また、そういう人がいた場合、どのようなフォローをされていますか。

◇ 最近は刺激の強い証拠自体が少ない傾向にありますが、白黒化したり、イラスト化するなどしていますし、選任手続の段階で刺激の強い証拠がある場合は、事前に情報提供して、どうしても見たくない場合は辞退の申し出をしてもらうなどしています。ここ2年間については体調不良を訴える人はいませんでした。

◎ 裁判員に選ばれる前はやりたくないと思っていた人が、裁判員を経験した後にやってよかったと思うに至った、気持ちの変化のポイントは何が考えられますか。

◇ 責任が重い決断を迫られるだろうと思って重圧を感じたり、あるいは、実際は裁判官が決めるので自分が行っても意味がないと感じていたものが、実際やってみると、みんなで意見を出し合って結論を出すというところが、よい経験という評価に変わったのではないかと思います。

○ 資料では割合で示してありますが、裁判員等の実数を教えてください。

◇ 平成21年から平成31年1月末までで、鹿児島地裁で選任した裁判員等の人数は、裁判員候補者18,710名、裁判員786名、補充裁判員274名です。

○ 辞退者が多いということですが、事業者のフォローも必要と感じます。勤務先への働きかけは、書面を選任手続の呼出状に同封しているということですが、書面より口頭、電話などでもらう方が効果があると思います。人数で言うと年間80人程

度が裁判員に選任されているようですので、可能ではないかと思えます。

□ 辞退理由の25%が「事業における重要用務」となっておりまして、そのような方々に、いかにして来ていただけるかという点について、御意見をいただきましたかったところです。御意見ありがとうございます。

○ 裁判員に選任されて、再び選任されたい人が選任されることはあるのでしょうか。

◇ 年度内に1度裁判員をしたら、その年に裁判員になることはありません。

翌年度の名簿に載れば、選ばれる可能性はありますが、逆に、5年以内に裁判員を経験しているということで辞退理由にもなります。

○ 機会があつて、あるいは再び選任されたいという意向をもって、何回か裁判員を経験した方の経験談は初めて裁判員に選ばれた方々の出席率を良化することができるのではないかと思います。

○ 以前、勤務先の職員が裁判員候補者名簿に載ったことがあり、口頭で報告を受けたことがありました。選任手続の段階で勤務先への協力依頼の書面が送られてくるのですが、候補者名簿に載った段階で勤務先への何らかの書面があれば、より理解が深まると思えます。

○ 広報活動で民間企業への出張講義があるとのことですが、事業主への広報、説明があると、実際名簿に載った従業員が相談しやすい環境ができるのではないかと思います。

### 3 家裁委員会テーマについての説明・質疑

(1) 「少年の再非行防止に向けた教育的な働き掛けについて」

概要の説明

鹿児島家庭裁判所 裁判官 高木 亨

鹿児島家庭裁判所 主任家裁調査官 田中 稔久

(2) 質疑（□：委員長，○：学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

□ 裁判所における少年の再非行防止に向けた教育的な働き掛けについて説明さ

せていただきました。ここで、委員の方々から御意見、御感想、御質問をお願いします。

- ◎ スマホ犯罪の特色として自閉症スペクトラム障害の傾向がある子が多いということでしたが、果たして本当に多いのでしょうか。
- ◇ 実務的には確定診断や統計的な確認をしている訳ではありませんが、関係機関への相談をしている事例は多数あります。
- 短期補導委託の年間の件数を教えてください。
- ◇ 鹿児島家裁の昨年度の短期補導委託の件数は12件で、うち社会奉仕活動が7件でした。
- 講習型の教育的働き掛けで内容、テーマ、講師等で何か御意見・アイデアはありませんか。
- 発達障害的な要素を持つ子どもは4人に1人、一般的な人が精神的疾患に陥る人は7人に1人いると言われていています。そういう傾向を持つ人は比較的多いということをご理解いただけたらと思います。

お付き合いのあるプロ野球の選手、コーチ、監督がおりまして、その人達の間では「人生に迷ったら知覧に行け」という言葉があるそうです。あるピッチングコーチが自分の子どもが荒れたことが原因で、地方の球団から首都圏の球団に行くことになったそうです。ところが、そのコーチが自分の子どもを知覧に連れて行き、平和会館を黙って回ったところ、ピタッと荒れる傾向が治まったそうです。以来、プロ野球の球団の中には、選手の教育のために知覧にバスをチャーターして行くことがあるそうです。鹿児島にはそういった施設がありますので、何らかの形で利用できればと思います。

また、認知行動療法が効果的であると科学的に立証されていますが、脳科学者の澤口俊之さんが本にも書いていますが、「命とのかかわり」が人間に大きな影響を与えるとされています。例えば、保健所で殺処分される動物がいますが、そういうところでのボランティア活動が出来れば効果的ではないかと思います。

- ◇ 長く仕事をしていると固定的な発想になりがちですが、今いただいた二つの意見は非常に参考になりました。短期間での調整は無理かもしれませんが、命の大切さに触れさせる活動を何かできないか検討したいと思います。
- 親子で参加する講習，または親子で参加する自然体験活動とそれに伴う宿泊体験はないのでしょうか。対象児だけでなく親子で日常と違う時間を過ごしながら自分を見つめる機会にもなり，講習型の働き掛けは犯罪にダイレクトに結びつくものですが，非日常の時間の中で，少年の孤立や非行に走る背景を含めて自己を見つめるいい機会になるのではないかと思います。
- ◇ 親子での宿泊体験等をしている家庭裁判所もあるようですが，裁判所側の問題で縮小傾向にあります。外部の機関を利用してやっているところもあると思うので，この御意見も参考にさせていただきます。
- スマホ犯罪に対応して，大学生ボランティアが鹿児島県警から委嘱を受けて非行少年の立ち直りを支援している活動を取材したことがあります。非行少年に対し，ツイッターを使って働き掛けをしています。一人一人と結びつくわけではありませんが，若者の利用が多いツイッターをもって接点を持っていき，若者に興味をもってもらい取り組みです。働き掛けをする中で，そういった団体に協力してもらおうというのもあるのではないのでしょうか。
- スマートフォンについて学校現場で何か取り組んでいることはありますか。
- スマートフォンによる人間関係のトラブルが問題になっています。NPO法人ネットポリス鹿児島に講演を依頼したり，子どもが学校にスマートフォンを持ち込む必要がある時は，保護者からフィルタリングの設定の確認証をとっています。それでもメールやラインで傷つけたり，傷つけられたりというトラブルが起こっています。子どもたちにインターネットの恐ろしさを知らせること，利用のレベル・時間帯の設定をするよう呼びかけています。
- 日曜参観の日にネットポリス鹿児島に来ていただいて，保護者向けに講演をしてもらいました。保護者とも連携して，家でルールを決める，ノーメディアデーを設

けるなど、子どもたちのネット環境を整えることに重点を置いて取組をしています。

- ◇ ネットポリス鹿児島には昨年度、調査官の研修でも講師として来てもらいました。保護者が少年のスマホの使用の実態を知らないままで、少年が非行していることが多々あるので、裁判所でも調査・審判の段階で親に対する啓もうや意識改善を図りたいと思っています。

#### **4 次回の予定**

(1) 地裁委員会

令和2年5月21日（木）午後1時30分から午後3時00分まで

テーマ「民事訴訟手続のIT化について」

(2) 家裁委員会

令和2年5月28日（木）午後1時30分から午後3時00分まで

テーマ「成年後見制度の現状と課題について」